

（化学実験室等）

第32条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第35条、第36条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第36条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における順守事項について定めたものである。例えば、パラフィンのオイルバスを使用して加熱実験等を行う場合、パラフィンのような物品は、一定の温度以上に加熱することによって可燃性の蒸気を発生するため、火災予防上極めて危険なものといえる。したがって、このような物品を一定の温度以上に加熱する場合には、火粉の飛散、火炎の伸長等引火の誘引をなすことを極力防止するとともに、加熱されている物品そのものが溢流（いつりゅう）して直接火と接触することを防ぐ措置が取られていなければならない。

【解説】

- 1 「化学実験室」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。
- 2 「第35条、第36条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第36条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱う」とは、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準の一部を準用するということである（具体的な内容及び解説については、それぞれの条文の解説を参照）。
- 3 「火災予防上必要な措置」とは、次のとおりである。
  - （1）加熱される可燃性の物品を入れる容器は、口の小さいものを選び、火の粉の侵入を防止すること。
  - （2）熱源と当該容器の間には、目の細かい金網を挿入し、火炎の伸長を防ぐこと。
  - （3）化学実験等を行う場合、熱源又は加熱される可燃性の物品を入れる容器等の占める面積より十分広い不燃性の台で行うこと。
  - （4）取扱位置は、第22条（液体燃料を使用する器具）第1項第1号及び第3号から第5号までの例によること。
  - （5）加熱の状況によっては、第3条（炉）第2項第5号の例による措置をとること。
  - （6）消火器を設置するなど適切な消火の準備を行うこと。
  - （7）実験中である旨の表示を掲出すること。
  - （8）危険物等を保存する場合は、整理整頓に努め、地震等の際にも落下、破損等しないような措置が必要であること。また、危険物等を保存する容器は危険物の性質に適した材質のものを使用し、破損、腐食、さけめ等のある不良なものを使用しないこと。